

平成 12 年 6 月 19 日

通 2 丁目東商業会 会則

総則

本会は会員の相互扶助の精神に基づき、会員の為に必要な共同事業を行ない、もって会員の自主的な経済活動を促進し、その経済的な地位の向上を図ることを目的とする。

1. 本会は足利市通 2 丁目東商業会と称する。
2. 本会の地区は中橋通り以東の通 2 丁目地内とする。
3. 本会の会員たる資格を有するものは、本会の地域内において小売業、サービス業、他の事業を営むものとする。
4. 本会は総則の目的を達成するため、次の事業を行なう。
 - 1) 会員のためにする販売促進事業 他
 - 2) 会員のためにする業務用消耗品の共同購入
5. 本会はその行なう事業の費用に充てるため会員に経費を賦課することが出来る。
6. 役員の定数は次の通りとする。
 - 1) 役員 若干名
 - 2) 監事 2 名
7. 役員及び監事の任期は 2 年とする。
8. 会長はその再選を認めない。
9. 役員のうち 1 人を会長、若干名を副会長、1 人を会計、を役員会において選任する。
10. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
11. 総会の議事は総会出席者の過半数で決するものとする。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

12. 役員会は会長が召集する。
13. 役員会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数で決する。
14. 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則：

この会則は、平成12年 6月 19日より実施する。